

# 安保法制違憲訴訟準備書面 5

(憲法改正・決定権とその侵害による被害)

## を読む

2018年4月3日  
第3回原告読書会  
堀 康廣

### 第1 はじめに

訴状において、「国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかならない」として、2014年7月1日閣議決定（以下26・7閣議決定）、2015年5月14日閣議決定（以下27・5閣議決定）及び国会における新安保法制法の立法等の行為は、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害するものであることを主張した。

ところが、被告国は、答弁書において、全面的に争うとして、「憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な『個別の国民』との関係で国賠法上の救援が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての『憲法改正・決定権』なるものを観念することはできない」等と主張する。

そこで、これまでの憲法改正・決定権の侵害についての原告らの主張を敷衍して、原告らの主張の正当性につき、具体的に述べる。

### 第2 憲法改正・決定権の法的性質

憲法改正・決定権は、現行憲法に明文規定はないが、以下のような法的性質ないし特質を有する権利として憲法によって保障されていると解する。

#### 1 主権者である国民（人民）が国政のあり方を決定する最終的権限を有している

18世紀後半以降、イギリスにおけるJ・ロック、フランスにおけるJ・Jルソー等によって唱えられた「社会契約論」を根拠として、人民と人民の代表との間における自由な合意による社会契約により、国家の権力者は人民の意思に依拠して権力を行使しなければならないとする人民主権論が正当化されるようになった。そして、フランス革命前にこうした理論を継承したE・シェイエスは、平民こそ「憲法制定権力」を有するという主張を展開して、フランス革命の正当性を理論面から支持するに至った。フランス革命以降、西欧各国における民主的政治体制下において、自然法によって、人民に憲法制定権力が存すると解されるようになり、これを受け継いだ国民主権の原理が、君主主義に対抗する理論として、その後日本を含む他の先進諸国にも普及し定着するに至ったといえる。この国民主権原理の歴史的形成過程に照らして考えるならば、国民（人民）の意味は抽象的一般的な国民としてではなく、市井で具体的に存在して生活している個々の国民（いわゆる人民ないし市民）である。

憲法改正の是非について決定する最終的権限は、個々の国民（人民）にあると解することが正当といえる。

## 2 国民の有する憲法制定権から派生する憲法改正についての最終決定権である

前述したように、国民主権原理の下では憲法制定権力を有する主権者である国民（人民）は、いかなる内容の憲法を制定するかについての最終的権限を有している。この権限は当然に憲法改正権を含む。

## 3 国家のあり方を決める国民の政治への参加権（参政権）という性質も有する

国民主権の原理の下では、個々の国民は、選挙や国民投票の行使だけではなく、憲法において保障された言論ないし集団示威行動等の表現の自由・集会結社の自由等の権利を行使して政治に参加し、自らの意思を国会等の国政の場に直接反映することができる。つまり、間接的政治参加だけでなく、直接的政治参加の権利も保障されていると解される。

したがって、原告ら個々の国民は、憲法改正の際に国民投票だけでなく、結論に至る討議の過程においても、自由かつ十分に意見を表明し、能動的かつ積極的に政治に参加することが憲法で保障されている。

## 4 憲法改正・決定権の権利内容

憲法改正とは、憲法規範としての意味内容を変更することであるが、憲法の条文を変更する明文改憲だけでなく、すでに解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本から変更する（実質的改正）ことも含まれる。

憲法改正・決定権という権利は、国民各自が、国民投票運動に参加するなどにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加したうえで、憲法96条の手続に従って最終的な意思決定をする権利である。

よって、憲法改正について、国民的意思を形成する過程に参加した上で自分たちの最終的意思を問われることなしに憲法改正をされることがないという権利である。

## 5 憲法改正・決定権の具体的権利性

- (1) 被告国は答弁書で、憲法改正・決定権が国民にあることは認めながら、個別の国民の具体的・個別的な権利ではないと主張する。

憲法改正・決定権は、国民主権原理の歴史的形成過程に照らして考えるならば、原告ら個々の国民の有する最終的決定権であり、かつ国家のあり方を決める原告ら個々人の有する具体的参政権である。

### (2) 憲法改正手続法に基づく憲法改正・決定権の具体化

日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正手続法）が2007年に制定され、2010年に施行されている。この法律によって、憲法改正・決定権は明らかに具体的権利として保障されている。

- ① 憲法改正の国民の承認に係る国民投票に関する手続きを定める（1条）。
- ② 国民投票は国会が発議してから60日以降180日以内に行う（2条）。
- ③ 18歳以上の国民が投票権を有する（3条）。
- ④ 国民投票に関する広報について改正案のわかりやすい説明等（11条以下）
- ⑤ 国民投票は、憲法改正案ごとに1人1票の投票を行う（47条）。
- ⑥ 投票用紙にあらかじめ印刷された「賛成」または「反対」の文字のどちらかに○をつける方法による（57条）。
- ⑦ 同法第7節は、国民投票運動について定めている。表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害してはならない（100条）。
- ⑧ 公務員の政治的行為禁止規定にかかわらず、発議から国民投票期日までの間、公務員も国民投票運動及び憲法改正に関する意見表明をすることができる（100条の2）。

- ⑨ 国民投票において投票総数の2分の1を超えた場合は、憲法96条の憲法改正についての国民の承認があったものとする（126条）

### (3) 国民の参政権の抽象的地位と具体的権利

ア 国民の参政権には抽象的地位と具体的権利があることは明らかである。

「憲法改正・決定権」は、憲法改正問題が生起していない間は潜在し、抽象的地位にあるが、問題が具体化した段階で具体的権利となる。国民にとっては、「この憲法改正は自分たちの承認（国民投票）なしに行われることがあってはならない」という『憲法改正・決定権』の行使の必要性という問題として浮上し、個々の国民の国民投票権の侵害といえないか否かという問題を含めて具体的権利侵害の有無という問題となる。

イ 憲法9条に関する憲法規範の改変を含む26・7閣議決定は違憲であるから、閣議決定時点以降、主権者である原告ら個々の国民の最終的意思を確認しなければならないという事態に至ったといえる。従って、原告ら国民各人の「憲法改正・決定権」侵害の有無という問題が具体化していたのである。そして、最終的に新安保法制法の成立によって、国民の「憲法改正・決定権」が侵害されたのである。

したがって、被告の主張は失当というべきである。

## 第3 国民に憲法改正・決定権が認められる法的根拠

憲法改正・決定権が保障されていると解し得るのは、憲法前文、96条、99条の規定によって明らかである

### 1 憲法前文の規定（前文第1段）の存在

憲法前文第1段「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」は、憲法制定権力を有する主権者である国民が主体的に憲法を制定する権限を有する旨明示する規定といえるから、主権者である国民が憲法制定権から派生する憲法改正・決定権を有することを当然に包含するものと解することができる。

### 2 憲法改正の手続規定（96条）の存在

憲法96条1項は、国会議員が主権者である国民の意思を十分に汲み取って、慎重に憲法改正についての発議権を行使し、国民投票による過半数の賛成で、改正の承認を得る必要があるとした。さらに、2項では、改正された憲法は「国民の名で」公布するとしている。

従って、憲法96条は、原告ら個々の国民に憲法改正・決定権についての最終的権限が存することを文言上明らかにした。

### 3 公務員の憲法尊重擁護義務規定（99条）の存在

- (1) 憲法99条「…国務大臣、国会議員…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」の趣旨は、主権者である原告ら個々の国民こそが、憲法制定権及びこれから派生する憲法改正・決定権を有する主体であり、国務大臣、国会議員等の公権力を行使するものは、国民が制定した憲法を守らせる客体の地位にあるものとして位置づけられていることを明らかにするところにあるといえる。

憲法99条は、憲法が行政権を含む国家権力の行使を縛る機能を有するものと解されている立憲主義の直接の根拠規定であり、かつ、国務大臣らの法的義務を根拠づける規定である。

- (2) 96条と99条は考えようによっては相互に矛盾するといえなくもない。これを矛盾なく整合的に解釈するならば、憲法の基本原理（国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重）を根底から没却しない限度の変更で、かつ、多くの国民から憲法改正

についての強い要求がある場合に限り、国会議員は発議権を有しているにすぎないと解するのが最も合理的かつ整合性のある正しい法解釈といえる。憲法改正は国民投票によって国民が最終決定する。

国民の意思を無視した発議の場合は、国民投票によって、これを許さない旨の意思を示すことで、国会議員の憲法尊重擁護義務違反行為を阻止することができ、多数国民の強い要求に基づく発議か否かが必ずしも明らかでない場合には、国民投票権という憲法改正・決定権に含まれる権利を行使して、国会議員の憲法尊重擁護義務を解除するのである。このような国民投票の機能に鑑みれば、憲法尊重擁護義務規定の存在が、憲法改正・決定権を根拠づけているといえる。

#### 第4 憲法改正が許されるための要件

憲法改正という行為は、国民が多数意思に基づき、憲法の基本原理を根底から没却しない限度において国のあり方を変更する法的・政治的行為といえる。

##### 1 明文改正における正当性要件

###### (1) 多数の国民が憲法改正について強い要求を有しているといえること

国会議員及び総理大臣をはじめとする各国务大臣には、憲法99条により憲法尊重擁護義務があるから、多数国民の意思を無視して、積極的に憲法改正の発議をすることはできない

###### (2) 国会（衆・参両議院）において、正当に選挙された代表者によって、多くの国民の要求・意見を取り入れた討議が慎重かつ十分になされた後に憲法改正の発議がなされたものであること

国民主権の原理の下では、主権者である個々の国民は、表現の自由等の種々の権利を行使して国政の場に自らの意見ないし要求を反映させる権利（参政権）を有している。

主権者である国民は、憲法21条で保障されている国民の知る権利を含む政治的表現の自由ないし参政権を十分に行使する機会が与えられたと評価できるものであること。

###### (3) 憲法の基本原理を根底から破壊する条項等の改正でないこと

憲法は、主権者である国民が、憲法前文第1段で「これに反する一切の憲法、法令、詔勅を排除する」と規定すると共に、基本的人権の尊重については、憲法11条で「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」、憲法97条で「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と位置付け、強い意思をもって制定したものである。従って、憲法の基本原理である国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重に関し、その趣旨を没却させるような憲法改正はできない。

##### 2 非明文改正（憲法解釈の変更）における手続的要件

###### (1) 政府のよって長年にわたって確立した憲法解釈の変更でないこと

それまでの政府によって長年にわたって確立していた憲法解釈を、閣議決定という手続を経て変更し、それに依拠して、憲法の基本原理を根底から没却する内容の法案を国会に提案するような行為は、国务大臣の憲法尊重擁護義務に違反する行為として、断じて許されない。

###### (2) 憲法解釈の変更によつて依拠した法案上程の正当性について国会において合理的な説明がなされること

憲法違反もしくはその可能性の大きい法律の改正案もしくは新しい法案を内閣から国会に上程することは、本来であれば許されない行為である。しかしながら、このような法案が国会に上程された場合、国会としては、内閣に法案の憲法適合性と提出の

正当性について十分な説明を求め、当該法案の合憲性が明らかでない限り、憲法尊重擁護義務に違反することになるため、法案の審議に応ずるべきでない。

## 第5 内閣（政府）及び国会の憲法破壊行為による原告らを含む国民の憲法改正・決定権の侵害

集団的自衛権の行使等を容認し、憲法9条を実質的に変更する閣議決定及びそれに基づく新安保法制法の制定が、憲法96条の改正手続を経ず行われたことにより、原告ら国民は憲法改正・決定権を奪われた。

### 1 硬性憲法下における憲法改正手続の有する意味

- (1) 日本国憲法が硬性憲法であることは、憲法96条の定める手続から明らかである。憲法改正は、憲法56、59条に定められた通常法律の制定手続とは異なり、96条の定める手続として、国会の各議院の総議員の3分の2以上の議員の賛成を得た憲法改正案を国民に対して発議し、投票で過半数の国民の賛成を得なければならないものとされている。ここでは、通常法律制定の手続にはない国民の承認（国民投票）について明文で規定していることが、重要な点である。すなわち、憲法改正についての最終的判断権を、国民の意思に委ねることを定めている。
- (2) 自衛隊の存在及びその憲法適合性を前提とした場合の集団的自衛権の行使の禁止、海外派兵の禁止等を中核とする憲法9条をめぐる法解釈は、長年にわたる政府解釈（内閣法制局見解）が有権解釈として定着しており、26・7閣議決定の時点においては、明確性と安定性を備えた不文の憲法規範になっていた。従って、憲法96条の手続なしに、内閣及び国会のみで、確立した憲法規範の内容を変更することは、憲法改正・決定権を侵害するものとして許されない。

### 2 憲法9条の従来の政府解釈が有する規範的意味内容

#### (1) 憲法9条の集団的自衛権の行使に関する政府解釈

内閣法制局及び政府は、「憲法9条の下で武力行使が認められるのは個別的自衛権、すなわち、わが国に対する急迫不正の侵害があり、これを排除するために他に適当な手段がない場合に行使される必要最小限度のやむを得ない措置に限られる」「集団的自衛権の行使は違憲であり、憲法改正なしにはあり得ない」との解釈を一貫して表明してきた。主なものは以下のとおりである。

- ① 1954年12月22日衆議院予算委員会大村防衛庁長官
- ② 1954年6月3日衆議院外務委員会下田外務省条約局長
- ③ 1960年3月31日参議院予算委員会林修三法制局長官
- ④ 1972年9月14日参議院決算委員会吉国内閣法制局長官
- ⑤ 1972年10月14日参院決算委員会提出資料「政府見解」
- ⑥ 2001年5月9日参議院本会議小泉首相
- ⑦ 2003年3月21日参院本会議小泉首相
- ⑧ 2004年1月26日衆院予算委員会秋山内閣法制局長官

#### (2) 集団的自衛権の行使が認められないことは確立した憲法規範

内閣法制局及び歴代の内閣総理大臣が「憲法上、個別的自衛権は認められるが、集団的自衛権は認められない」との解釈を表明し、憲法学者をはじめ大多数の国民にも支持されて、すでに不文の憲法規範として確立していた。「憲法上集団的自衛権の行使は認められない」とする法解釈が憲法9条の規範的意味内容になっていたと解する点については争いが無い。

#### (3) 確立した憲法規範の変更は憲法改正手続を経ず行うことはできない

集団的自衛権の行使容認を内閣の閣議決定という手続のみでできないことはもちろん、そうした閣議決定の内容を実現することを意図して新安保法制法案を国会に

上程することも、国務大臣の憲法尊重擁護義務に違反する行為として許されない。

### 3 憲法改正手続の潜脱による憲法破壊行為

#### (1) 憲法96条の憲法改正手続の潜脱の経過

政府は、2014年7月1日、集団的自衛権の行使及び自衛隊の海外出動（武器使用を含む）を容認する閣議決定を行い、2015年5月14日にこれらを内容とする新安保法制法案を閣議決定のうえ国会に上程した。同法案は、衆議院における強行採決を経て、同年9月17日には参議院平和安全法制特別委員会において、罵声・怒号の中で、委員長が発言すら「聴取不能」と議事録に記載されるほどの異常の状況下で強行採決され、翌19日未明、参議院本会議における強行採決によって新安保法制法が成立したとされて、2016年3月29日に施行された。

上記安倍内閣がとった新安保法制法成立の強行までの経過のように、時の政権のその時々々の時局判断次第によって、日本国憲法の根幹にかかわる重要な事柄の変更が可能であるとするなら、立憲主義の精神そのものを崩壊させるものである。

従って、安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定も、それに基づく新安保法制法案の国会提出も、憲法9条の確立した政府解釈における規範的意味内容に違反しており、本来であれば、内閣は26・7閣議決定を撤回しなければならなかったものであり、国会に上程された後は、国会において否決されなければならなかった。

まして、2015年6月4日の衆議院憲法審査会における憲法学者3名の参考人全員をはじめとして、圧倒的多数の憲法学者が違憲の意見を表明し、歴代の法制局長が反対を表明し、山口繁元最高裁判所長官も違憲である旨発言した。そして、圧倒的多数の国民からの反対表明（国民の参政権の行使）が連日国会前を中心に全国各地で繰り広げられるという、歴史上まれにみる状況下にあったのであるから尚更のことである。

新安保法制法案提出後の国会における慎重な討議を欠いた各議院の強行採決を経ての成立という一連の行為を見るならば、本書面第4記載の各要件に違反しているのみならず、憲法の基本原理を根底から没却ないし破壊し、憲法の存在意義を無にさせる憲法破壊行為で実質的憲法改正行為といわざるを得ず、安倍首相をはじめとする各閣僚及び各国会議員は、憲法尊重擁護義務に違反すると共に、原告ら国民の憲法改正・決定権を侵害する違憲の行為を行った。

#### (2) 憲法違反が露わになった南スーダンへの自衛隊派遣

ア 新安保法制法の施行後、自衛隊の南スーダンにおけるPKOでの駆け付け警護等の新任務付与、海外の戦闘地域まで含む自衛隊による米軍への兵站活動実施のための新日米物品役務相互提供協定の締結、自衛隊の新任務訓練など、新安保法制法の具体化がすすめられた。

それに先立つ、2016年7月当時の国会審議で、政府は「南スーダン・ジュバは安定しており危険はない」と繰り返し答弁し、同年11月から「駆け付け警護」の新任務を付与された自衛隊の部隊を派遣した。

イ 2017年2月7日、防衛省は、「南スーダン派遣施設隊 日々報告」の一部（2016年7月11日・12日の分）を公開した。前記国会審議当日の日報は、自衛隊自身が現地で戦闘が行われており、これに巻き込まれる危険性を指摘していた。政府が「戦闘」ではないと虚偽の説明を繰り返し、隠蔽・操作し、11月には自衛隊を派遣したことが明らかになった。

ウ 2月8日の衆議院予算委員会において、稲田防衛大臣は「日報にある『戦闘』との表現は法的な意味での戦闘行為ではない。武力衝突だ」と強弁した。憲法9条が禁止する武力の行使ないしは交戦権の行使にあたってしまうから、戦闘行為という言葉を使わず「衝突」と言うというのであり、南スーダンでの自衛隊の活

動が、PKO5原則に違反しているのみならず、憲法9条に抵触する危険な行為であることを自白したというべきである。

このような発言は、戦前、戦争を事変と呼び、戦争といわなかったように、過去の戦時下で情報操作で国民を欺いたことを想起させる。

エ 以上のように、新安保法制法の適用・運用が開始されつつある中で、日本が海外で戦闘に参加し又は巻き込まれ、戦争をする国になることを認め、自衛隊員が殺傷の危険にさらされるものであることや、さらには多くの国民・市民が犠牲となる危険性、そして加害者となる危険性を有するものであることが、現実の問題として明らかになりつつあり、国民・市民の平和的生存権・人格権を違法に侵害するものであり、憲法違反であることがますます明らかとなった。

国民の意思表示の機会を一切無視して違憲の新安保法制法、改正PKO協力を強行に制定した後、その現実の適用過程においても、主権者であり、国のあり方を決める国民に、最も重大な情報を秘匿し、知る権利を侵害して戦争行為（戦闘行為から武力の行使）へと突き進んでいることの危険性を指摘せざるを得ない。

この現状は、憲法96条に定められた改正手続きを潜脱して憲法9条の実質的改変（憲法の破壊行為）を行った結果である。

### (3) 十分な情報提供の必要性和政府の情報隠蔽

ア 国民投票に至るまでに、憲法改正案についての国会による発議の以前から十分な情報が国民に開示され、国会の審議において問題点が明らかにされ、国民に表現の自由が十分に保障されたうえでの民主的な議論が、国会において十分になされなければならない。また、国会による発議後は、国民全体で憲法改正の問題点について十分な議論がなされたうえで、原告ら国民各人が国民投票において改正の是非について自らの判断で国民投票に参加できるような手続きが保障されていない。

イ 新安保法制法に関しては、一切このような手続と情報提供が行われないまま国会における強行採決により成立させられた。

新安保法制法案の閣議決定に関連して作成された想定問答集はなかなか開示されないという経過があったが、問答集には、「憲法改正によるべきであり、なぜ閣議決定で行うのか」との質問に対する答弁として「憲法改正の是非は国民的な議論の深まりの中で判断されるべきもの」「他方、わが国を取り巻く安全保障環境は大きく変化。国民の命と平和な暮らしを守り抜くための法整備が急務」など極めて重要な事項が記載されている。

ウ 政府は、憲法改正手続を無視して国民投票等を経ずに違憲の新安保法制法を強行しただけでなく、その後も、国民に重要な情報を提供することなく、秘匿し続け、国民主権に基づく国民の参政権、憲法改正・決定権を踏みにじたのである。

### (4) 立憲主義・法の支配の破壊

新安保法制法の成立・強行は、憲法9条の解釈を変更して違憲の法律を成立・施行させたというに止まらず、憲法尊重擁護義務を負う国務大臣や国会議員らが、代表制民主主義をないがしろにし、立憲主義を投げ捨て、憲法96条で定められた手続を潜脱し、原告ら国民各人の憲法改正・決定権についての最終的判断権を排除して、憲法9条の規範的意味内容を実質的に改変するという、憲法破壊行為を行うに至った。憲法のもとに構築されてきた日本の法体系は大きく揺らぎ、立憲主義・法の支配は根底から覆されてしまう事態にある。

## 4 被告の「憲法の条文を改正するものではない」の反論は許されない

(1) 被告は答弁書第4(4)25頁において、「平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民

の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものではない」から原告らの主張は失当である。と主張している。

しかし、「集団的自衛権の行使は許されない」という国のあり方と憲法秩序の基本を決定した歴代内閣の法解釈（法制局見解）である 9 条に関する確立した憲法規範の意味内容を、26・7 閣議決定と国会における強行採決によって改変してしまう新安保法制法を成立させた行為は、憲法 9 6 条に定められた改正手続を潜脱して憲法 9 条を実質的に改変したもので、国民各人が憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利としての憲法改正・決定権を行使する機会を奪い、これを侵害したものである。

- (2) 原告ら国民は、主権者として、憲法改正について、自分たちの最終的意思を問われることなしに憲法改正（実質的改正を含む）をされることがないという権利を侵害されたのであるから、被告の「憲法の条文」を変えていないから原告らの個別の国民の投票権の内容や行使を何ら制限するものではない、個別の権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではない、とする主張は、成り立つ余地がない。
- (3) なお、原告らは、政府と国会による憲法 9 条の解釈の変更は、解釈によって変更できる範囲を逸脱しており許されず、この新解釈に基づく新安保法制法は違憲であること、かつ、すでに解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本から変更するものであり、許されないことを主張している。

## 第6 憲法改正・決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容

### 1 憲法改正・決定権の侵害とこれによる被害

原告ら国民各人としては、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定と新安保法制法の成立により、この国のあり方について、安倍内閣と政権与党の国会議員らによって根底から変更されるという事態を生じさせられるに至った。国民投票を通じて自ら意思表示をするという機会を一切与えられないまま違憲の法律によって実質的な憲法の改変がなされるに至ったのである。原告ら国民各人としては、主権者として憲法を自ら改正・決定するという最も重要な最終的決定権を侵害されるという重大な被害を蒙った。

### 2 原告らの被害の具体的内容

- (1) 原告らは、「9 条があるから日本の平和が守られている」という、自らが最も誇りとして守ってきたわが国の平和憲法下で、日本は二度と戦争をしてはならない、そのために憲法 9 条の規範を守り通さなければならないと強く決意し、これまでの人生を送ってきた。  
新安保法制法案が国会に上程されて以降は、多くの原告らは、時間の許す限り、国会前集会への参加、国会議員への要請行動、地域での大小の集会への参加、国会前や地域のデモ、街角でのビラ配り・署名運動、衆・参両議院の各委員会及び各本会議における傍聴・監視等々、あらゆる場面で、日本の自衛隊が海外で武力行使して殺し殺されるような事態を生じさせたり、日本が再び戦争への道を歩むような事態に至ることを許してはならないとして、大きな声をあげてきた。
- (2) 現行憲法に違背する新安保法制法案の強行採決によって、戦争できる憲法に実質的に改変されてしまい、憲法改正手続を通じて意見表明する機会を一切与えられないまま、意に反する受忍状態を強いられることになった。  
原告らとしては、一国の憲法が国民に対して約束していた事項がいつも簡単に無視されたことによって、主権者としての地位、それに伴う判断・意思表示・決定権、さらにはこれらに伴う努力や行動の積み重ねなど、憲法改正過程に関わる個人としての価値を根底から否定されるという、怒り、絶望感、さらには悲愴感などにさい



なまれるに至ったのである。原告らの精神的苦痛は図り知れないものというべきである。

蒙った権利侵害＝被害（原告国民は憲法 12 条によって国民の保持義務とされているところの憲法が保障する自由及び権利についても、内閣と国会による前記違憲の憲法破壊行為によって著しく侵害された）は、国民主権の原理を基調とする民主的國家においては、裁判所において法的保護に値する利益の侵害（被害）として救済の対象にされるべきである。

### 3 憲法改正・決定権及びその侵害の具体性・個別性

- (1) 被告は答弁書第 4（4）25, 26 頁において、「原告らの主張は、平和安全法制関連 2 法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰する」と主張する。

しかしながら、第 1、第 4 において主張したように、原告らが主張している「憲法改正・決定権」の侵害が、原告らの具体的権利の侵害（被害）についての主張であることは、明らかである。

内閣（政府）が、すでに憲法規範となっている「集団的自衛権は認められない」等との解釈を変え、違憲の閣議決定をして、新安保法制法案を国会に提出した時点で、重大な憲法改正問題として浮上したのである。内閣と国会は、憲法 96 条の改正手続を潜脱して違憲の新安保法制法を成立させてしまったのである。原告ら国民は自ら有する憲法改正・決定権が侵害されるに至ったのである。

- (2) 原告らは、主権者かつ参政権を有しているにもかかわらず、国民投票等を通じて憲法改正の是非について最終的に自らの意思を表示し、これを実現するという機会を一切与えられることなく、憲法規範の意味内容の重大な改変という憲法の蹂躪・破壊行為に直面することになったのである。原告らは、自らが憲法制定権（改正権）の主体で、かつ個人として有する「憲法改正・決定権」を侵害されて、多大な精神的苦痛（被害）を蒙るに至ったことについてその救済を裁判所に訴えているのである。

従って、原告らが、本件訴訟において、被告が言うように「抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めている」ものでないことは明らかである。

## 第7 結論

原告らの主張する「憲法改正・決定権」なる権利が、憲法制定権力論ないし国民主権論と密接に関連する権利であって、その侵害は、権利の生成過程に照らしても原告ら個々の国民（人民）の個別的、具体的権利の侵害であること、及び実際に新安保法制法が憲法 96 条の定める改正手続を経ることなく強行されたことにより明らかである。裁判所としては、「抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰する」などとする被告の主張に幻惑されることなく、国民の期待に応える充実した審理を行うべきである。